# 東京都北区立稲付中学校PTA規約

## 第1章 名 称

第1条 本会は東京都北区立稲付中学校PTAという。

## 第2章 目 的

第2条 本会は本校教育の向上発展のため、学校教育と家庭教育について教職員と保護者が協力して話し合 うと共に、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

# 第3章 会 員

- 第3条 会員は次の通りとする。
  - 1. 本校生徒の父及び母、またはこれにかわるべき人。これを保護者という。
  - 2. 本校の校長・副校長と教職員。
- 第4条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

## 第4章 役員及び委員

## (役員及び委員)

- 第5条 役員及び委員の定数は次の通りとする。
  - 1. 役員(1)会長 1名(保護者)
    - (2) 副会長 3名(保護者2・副校長)
    - (3) 庶 務 3名(保護者2・教職員1)
    - (4) 会 計 3名(保護者2・教職員1)
    - (5) 会計監査 3名(保護者2・教職員1)
  - 2. 委員(1)委員会は代表委員会とし、校外班と校内班で構成する。
    - (2)代表委員会の委員は、校外班は各学年より4名ずつの12名、校内班は各学年より3名 ずつの9名を定数とし選出する。
    - (3) 特別支援学級は委員に1名以上が望ましい。
    - (4) 委員長は、校外班に1名、校内班に1名の2名を選出する。
    - (5) 副委員長は校外班に1名、校内班に1名、教職員1名の3名を選出する。
  - 3. 役員の人数は第1項の人数を原則とするが、不測の事態等により本部の運営に支障がある場合は、 会長職を除き役員の人数を増員できるものとする。

## (任期)

第6条 役員及び委員の任期は1年とする。(註:再選は差し支えない)

## (役員及び委員の任務)

- 第7条 役員及び委員の任務は次の通りとする。
  - 1. 役員(1)会長は本会を代表し、会務を統轄する。
    - (2) 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその代理をする。
    - (3) 庶務は各種事務の実績と、総会、実行委員会の会議録を作成保存する。なお、会議の準備と文書の発受等一切の事務を処理する。
    - (4) 会計は予算編成及び会計事務を処理し、総会でこれを報告する。
    - (5) 会計監査は年度会計の収支決算を監査し、総会でこれを報告する。
  - 2. 委員(1)代表委員会の委員長は所属委員会を代表し、その業務を統轄する。

- (2) 代表委員会の副委員長は所属委員長事故あるときはその代理をする。
- (3) 代表委員会の委員は所属委員会の推進力となり、担当業務を処理する。

#### (指名委員会並びに予算委員会)

第8条 指名委員会並びに予算委員会は次の通りとする。

- 1. 指名委員会
  - (1) 指名委員会は第9条により推薦された役員候補者の指名・交渉にあたる。
  - (2) 指名委員会は10名の委員で構成し、委員長1名を互選する。
  - (3) 指名委員会は副校長、教務主任、副会長、庶務、会計、会計監査の各1名、代表委員会 正副委員長をもって構成する。
  - (4) 指名委員長は年度末総会で指名した新役員候補者氏名を報告する。
  - (5) 指名委員会は新役員の決定と共に解散する。
- 2. 予算委員会
  - (1)予算委員会は会長のもとに予算の編成を行う。
  - (2) 予算委員会は会長、副校長、副会長、庶務、会計、会計監査をもって構成する。

## (役員の選任)

第9条 役員・委員の選任は会員並びに次年度会員中より次の通りに行う。

- 1. 役員(1)会長は会員並びに次年度会員より候補者を推薦し、指名委員会において本人の承諾を得て決定し、総会の承認を得る。
  - (2) 副会長は第1号に準ずる方法で選出する。(保護者2名、副校長)
  - (3) 庶務は第1号に準ずる方法で選出する。(保護者2名、教職員1名)
  - (4) 会計は第1号に準ずる方法で選出する。(保護者2名、教職員1名)
  - (5) 会計監査は第1号に準ずる方法で選出する。(保護者2名、教職員1名)
- 2. 委員(1)代表委員会の委員は、会員並びに次年度会員より互選する。
  - (2) 代表委員会正副委員長は、委員より互選とする。
  - (3) 教職員の委員会副委員長は、1名を互選する。
- 3. 第1項第2号から第5号に定める役員の人数について、第5条第3項により役員を増員する場合は、増員する人数に読み替えるものとする。
- 第10条 役員は委員を兼任できない。
- 第11条 役員及び委員に欠員ができたときは第9条によって速やかに選任補充する。

#### 第5章 会 議

### (総会)

# 第12条

- 1. 総会は責任者(会長)が年2回開催する。但し、実行委員会が必要と認めた時または会員の5分の1以上の要請があれば責任者はその都度これを開催する。(臨時総会)
  - (1)総会の決議は定期総会・臨時総会共に招集による決議または書面決議(電磁的記録を含む)によるものとする。
  - (2)総会に関わる委任状等の未提出及び白紙提出の場合は賛成に同意したものとする。
- 2. 原則として、会議開催日の3日前、日程と議事事項とを通知する。
- 3. 総会は委任状を含めて5分の1以上で成立する。
- 4. 総会の議長は会員中より選出する。
- 5. 決議は出席者の過半数の賛成を必要とする。 但し、規約の改廃は3分の2以上の賛成を必要とする。

#### (実行委員会)

### 第13条

- 1. 実行委員会は責任者(会長)がおおよそ隔月1回程度開催する。但し、構成員の3分の1以上の要請があれば責任者はその都度これを開催する。
- 2. 原則として、会議開催日の3日前、日程と議事事項とを通知する。
- 3. 委員会は出席3分の1以上で成立する。
- 4. 実行委員会の議長は会長がこれに当たる。
- 5. 決議は出席している委員の過半数の賛成を必要とする。

#### (代表委員会)

## 第14条

- 1. 代表委員会は責任者(委員長)が年1回以上開催する。但し、構成員の3分の1以上の要請があれば責任者はその都度これを開催する。
- 2. 原則として、会議開催日の3日前、日程と議事事項とを通知する。
- 3. 委員会は出席3分の1以上で成立する。
- 4. 代表委員会の議長は委員長がこれに当たる。
- 5. 決議は出席している委員の過半数の賛成を必要とする。

## 第6章 会議の任務

## (総会)

- 第15条 総会は次の事項を審議する。
  - 1. 役員の承認
  - 2. 前年度の決算、監査報告及び事業報告
  - 3. 年度当初において事業計画と予算の編成
  - 4. 補正予算の編成
  - 5. 規約の改廃に関する事項

### (実行委員会)

- 第16条 実行委員会は会長、校長、副会長、庶務、会計、会計監査、代表委員会正副委員長をもって構成する。
- 第17条 実行委員会は次の事項を審議する。
  - 1. 本会の目的達成のために代表委員会に対する指示事項
  - 2. 代表委員会の決議事項
  - 3. 総会への提出議案と日程に関する事項
  - 4. その他重要で緊急を要し総会に対して先決施行する事項

#### (代表委員会)

- 第18条 代表委員会は次の事項を審議実施する。
  - 1. 学年学級に関する学校内外の事項と、各種委員会に属さない事項
  - 2. 家庭・地域・社会における生徒の自主的な生活に適切な指導助言を与え、校外地区別組織活動を育成する事項
  - 3. 校外生活環境の整備改善につとめ、他団体機関との連絡を密にして青少年の指導に当たる事項

## (特別委員会)

第19条 特別委員会は実行委員会において組織され、代表委員会担当事項以外にして特別に必要な事業を 遂行する。

## (オブザーバー)

第20条 校長並びに役員は代表委員会に出席できるが評決には加わらない。

# 第7章 会 計

- 第21条 本会の経費は会費と寄付金とその他の収入をもって支弁する。
- 第22条 会員は会費をおさめる。会費は1家庭について年間2,400円とする。会費はその月に、1日でも会員の在籍期間があれば徴収するものとする。転入、転出時は在籍月数をもって計算し徴収をする。但し、実行委員会の決議によって個人別に減免することができる。
- 第23条 会計年度は4月1日に始まり、翌3月31日をもって終わる。

# 第8章 内 規

- 第24条 教職員並びに会員・生徒の慶弔福祉に関しては別に福祉内規を設ける。
- 第25条 卒業対策については別に内規を設ける。
- 第26条 PTAクラブについては別に運営内規を設ける。
- 第27条 会計事務を処理するために、別に会計事務取扱内規を設ける。

## 付則

- 本会則は、平成元年2月27日一部改正、平成元年4月1日より実施。
- 本会則は、平成8年2月22日一部改正、平成8年4月1日より実施。
- 本会則は、平成9年5月16日一部改正、平成9年5月17日より実施。
- 本会則は、平成10年5月16日一部改正、平成10年5月17日より実施。
- 本会則は、平成11年2月22日一部改正、平成11年4月1日より実施。
- 本会則は、平成14年2月25日一部改正、平成14年4月1日より実施。
- 本会則は、平成18年4月1日一部改正、実施。
- 本会則は、平成28年2月18日一部改正、平成28年4月1日より実施。
- 本会則は、平成29年2月16日一部改正、平成29年4月1日より実施。
- 本会則は、令和2年2月18日一部改正、令和2年4月1日より実施。
- 本会則は、令和4年2月28日一部改正、令和5年4月1日より実施。
- 本会則は、令和6年2月10日一部改正、第5条第3項、第9条第3項、第12条第1項は改正日より 実施、その他改正条項は、令和6年4月1日より実施。

# 東京都北区立稲付中学校PTA福祉内規

## 第1章 総 則

第1条 教職員並びに保護者、生徒が第2章以下の事由発生時には、転・退職記念品または慶弔金を贈呈 する。

第2条 第1条の支出に充てるため、PTA一般会計に予算を計上する。

第2章 転・退職記念品

第3条 教職員の転・退職記念品は、金5,000円とする。

第3章 慶弔金

- 第4条 慶弔金は次の通り定める。
  - (1) 教職員の結婚に対しては、金5,000円の祝金を贈呈する。
  - (2) 教職員及び生徒が病気または障害により入院を二週間以上必要とする場合は金5,000円の見舞金を贈呈する。
  - (3) 教職員及びその家族が死亡した場合は、次の区分に従って弔慰金を贈呈する。

1. 本人

金10,000円

2. 配偶者

金5,000円

3. 子女

金5,000円

4. 同居の父母 金5,000円

- (4) 生徒及び保護者が死亡した場合は、次の弔慰金を贈呈する。
  - 1. 保護者

金10,000円

2. 生徒

金5,000円

- (5) 教職員、その配偶者及び生徒が死亡した場合は、別に花輪を贈る。
- 第5条 特別の事情がある時は、会長又は副会長が対処し実行委員会に報告する。
- 第6条 会員の死亡時及び生徒の死亡時は次の通り連絡する。

学校 → 役員

付則 本内規は、平成元年3月29日改正、平成元年4月1日より実施。

本内規は、平成3年5月2日一部改正、実施。

本内規は、平成10年4月25日一部改正、実施。

本内規は、平成23年1月22日一部改正、実施。

本内規は、平成28年2月18日一部改正、平成28年4月1日より実施。

本内規は、令和2年2月18日一部改正、令和2年4月1日より実施。

# 東京都北区立稲付中学校卒業対策に関する内規

- 1. 卒業年度(3年生)の全保護者の話し合いのもとに卒業対策に当たる。
- 2. 卒業年度の保護者及び教職員より委員を選出し、卒業対策委員会を設けて活動する。
- 3. 活動内容については前年度の引き継ぎを基本とする。
- 4. 卒業対策委員会の構成は以下のようにする。
  - (1) 代表委員以外より学年(特別支援学級含む)の中から3名以上の委員を選出し構成する。
  - (2) ①卒業対策委員の互選により

委員長1名 副委員長1名 会計1名 を置く。

②卒業対策会計監査2名を置く。

役員より1名 教職員より1名

付則 本内規は、昭和59年2月より実施。

本内規は、令和2年2月18日一部改正、令和2年4月1日より実施。本内規は、令和6年2月10日一部改正、令和6年4月1日より実施。

## 東京都北区立稲付中学校PTAクラブ運営内規

## 第1条(目的)

会員が共通の趣味により親睦を深め、PTA活動をより活発にすることを目的として、各種のクラブを設置するものとし、その運営について本内規を定める。

### 第2条(設立申請)

会員は3名以上の連名をもって、クラブ設立承認の申請をすることができる。設立承認の申請書には、クラブ設立の趣旨、年間の活動予定、責任者の氏名を記載する。

#### 第3条(設立の承認)

会員より承認申請がなされた場合、実行委員会は、遅滞なく審議の上、次の各号に該当すると認める場合には、その決議によりクラブの設立を承認する。

- (1) 継続した活動が見込まれるもの。
- (2) 部長ないし世話役として責任者が定められるもの。
- (3) 活動が会員に均等に、かつオープンになされること。
- (4) 既存のクラブと重複しないもの。
- (5) その他PTA活動として不適当ではないもの。

### 第4条(名称)

クラブの名称は「北区立稲付中学校PTA〇〇〇クラブ」と称する。

#### 第5条 (構成・運営)

本校現PTA会員及び元会員、地域の方により、各クラブの趣旨に賛同する者をもって構成する。運営に関しては、現PTA会員をもって充てる。

### 第6条 (活動の便宜)

設立されたクラブは、実行委員会付属の活動として位置づけ、学校及びPTAより次の便宜を受ける。

- (1) 学校の施設・備品等の使用。
- (2) PTAのネットワークによる連絡。
- (3) 事故の際のPTA活動保険による手当。 (現PTA会員に限る)
- (4) 対外試合や発表会への参加。
- (5) 活動補助金の受給。(年間5,000円を限度とする)

### 第7条(クラブの義務)

クラブの責任者は、毎回次の手続きを行わなければならない。

- (1) 新入会員をオープンに募集すること。
- (2) 学校の施設、備品を借用する場合は事前に副校長へ活動予定を報告し了承をとること。
- (3) クラブの責任者は現PTA会員から選出をおこなうこと。
- (4) 責任者は活動報告計画書をPTA役員会計宛に提出すること。
- (5) 活動場所での責任は各クラブが負い、自主管理を行うこと。

### 第8条 (廃部及び休部)

クラブは次の事由により、実行委員会の決議によって廃部もしくは休部とする。

- (1) 第7条の手続きを行わないとき。
- (2) 責任者が定まらないとき。
- (3) メンバーが集まらないとき。
- (4) その他、PTAの活動として好ましくない事由が生じたとき。

付則 本内規は、平成9年5月17日より実施。

本内規は、平成12年4月21日一部改正、平成12年4月22日より実施。

本内規は、令和6年2月10日一部改正、令和6年4月1日より実施。

# 東京都北区立稲付中学校PTA会計事務取扱内規

- 第1条 PTA規約第2章の目的の為発生した支出については、本会指定の領収書を持って請求し、PTA 一般会計より払い出される。
- 第2条 本会会費の一部は周年行事会計として別途運営する。
- 第3条 本会会費の一部を特別会計として別途運営する。
- 第4条 会計は総会で承認された予算により運営され、決算は会計監査を受けて、総会の承認を得なければならない。
- 第5条 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 付則 本内規は、平成17年5月26日一部改正、実施。